

議題

「就学相談の現状とその充実に向けた課題について」

1 成田市の就学児童における就学相談の現状

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）（※障害者差別解消法）により、保護者の理解やニーズが高まる。
- ・令和3年度就学に係る相談により、担当指導主事、学校適応専門指導員が対応した人数は、105名（昨年度比+20名、直近7年で最多タイ）
- ・令和3年度就学に係る相談により、担当指導主事、学校適応専門指導員が対応したのべ件数は、354件（昨年度比+99件、直近7年で最多）

2 就学相談に至るまでの経緯と保護者のニーズ

- ・出生期より関係する機関から勧められ、保護者から就学の相談が入る。
- ・保育園や幼稚園での生活より、小学校就学にあたり不安を抱える保護者から就学の相談が入る。
- ・家庭生活において、小学校就学にあたり不安を抱える保護者から就学の相談が入る。

3 就学相談に係る業務内容

- ①電話での相談により就学児の様子を把握し、記録用紙を作成する。
- ②来所相談により、就学児の様子を聞き取るとともに就学について、保護者の意向を確認する。
- ③担当指導主事や学校適応専門指導員が就学児の通っている保育園、幼稚園への訪問…お子さんの様子を参観し、保護者に伝える。
- ④保護者の見学（小学校特別支援学級と通常学級）や就学児の見学・体験（小学校特別支援学級）に同行する。
- ⑤保護者の見学や就学児の見学・体験（特別支援学校）に同行する。
- ⑥見学・体験を終えて、保護者の就学の意向を再確認し、資料を作成する。
- ⑦就学児が医療機関や関係機関で検査を受けていない場合は、センターにて担当指導主事が実施する。
- ⑧就学児健康診断の児童観察と心身障害児教育支援委員会の審議準備をする。

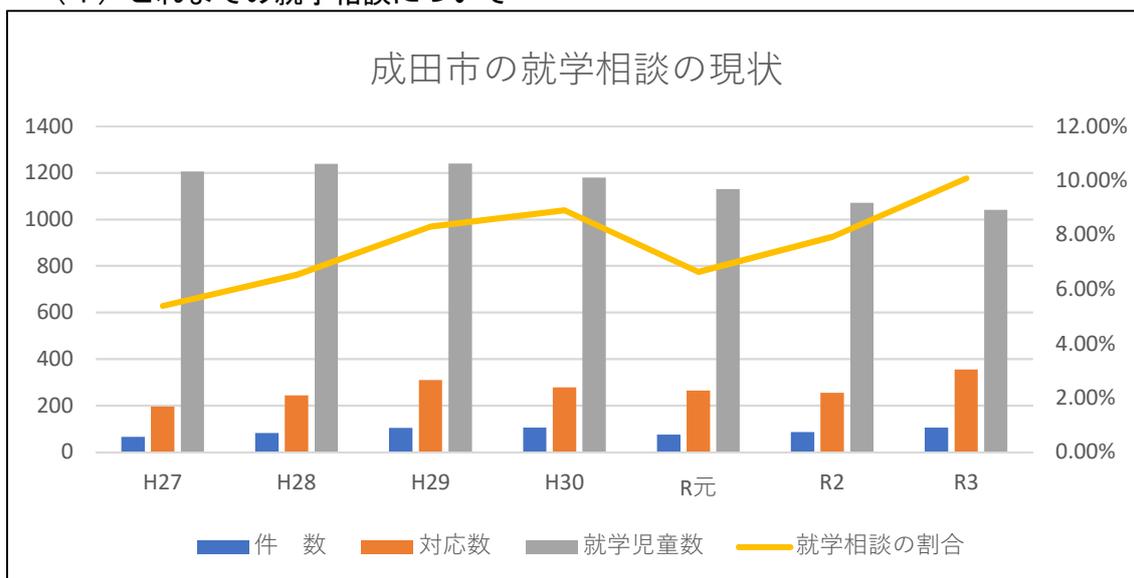
4 課題点・さらなる改善に向けて

- ・心身に障がいの疑い等がある就学児の小学校入学にあたり不安を感じる保護者が増加している。
- ・保護者のニーズが高まっており、就学相談件数も年々増加している。持続可能な就学相談体制の構築が求められている。

(1) 就学相談の現状とその充実に向けた課題について

1 成田市の就学児童における就学相談の現状

(1) これまでの就学相談について



年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
件数(人)	65	81	103	105	75	85	105
対応数(件)	195	243	309	278	264	255	354
就学児童数	1,206	1,239	1,240	1,179	1,130	1,071	1,041
就学相談の割合	5.39%	6.54%	8.31%	8.91%	6.64%	7.94%	10.09%

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(※障害者差別解消法)により、特別支援教育への保護者の理解やニーズが高まっている。

令和3年度就学に係る相談により、担当指導主事、学校適応専門指導員が対応した人数は、105名であり、前年度と比較すると20名の増である。対応したのべ件数は、354件であり、前年度と比較すると99件の増である。この件数は、直近7年で最多となっている。また、本市においても就学児童数は減少傾向にあるが、就学児童数における就学相談の割合は増加傾向にある。

対応件数が増えている要因としては、お子さんの状況から就学先について悩み、特別支援学級と特別支援学校の両方の見学・体験を希望される保護者が増えていることや就学先決定までに相談する回数が増えていることなどがあげられる。

本市では、様々な困難を抱えた子どもたちへの支援の充実にして、以下のとおり位置付けられている。

基本目標5 様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する

2. 特別な支援を要する児童生徒に対する教育の充実

【現状と課題】

就学前の子どもに対しては、成田市学校適応専門指導員を配置し就学相談を行っています。就学後も、継続した就学相談を行うとともに、通常学級に在籍している児童生徒が困難に感じていることについて教育相談を行っています。

【基本方針】

心身の障がいのある児童生徒に対する適切な就学支援、小中学校の通常学級における支援、特別支援学級等での教育的支援を充実させます。また、障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を通じて相互理解を図ります。

【施策・事業の展開】

(1) 指導・支援の充実

発達障がいや心身に障がいのある児童に対する学校適応専門指導員による適切な就学支援、入学後の適応指導等を充実します。

2 就学相談に至るまでの経緯と保護者のニーズ

(1) 就学相談に至るまでの経緯については、下記のとおりである。

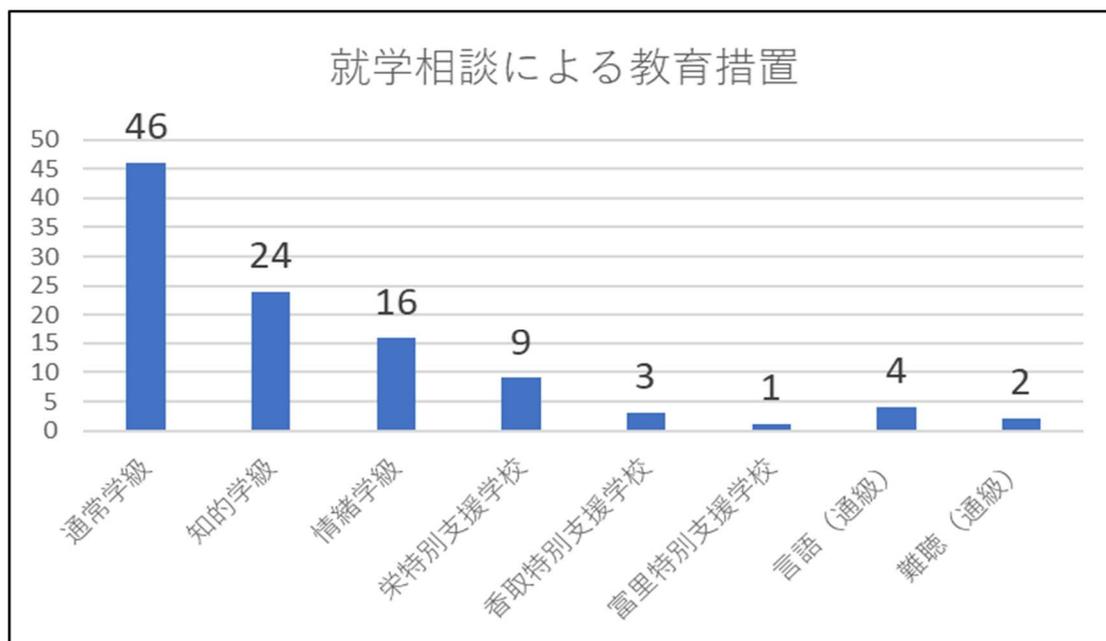
- ①成田市こども発達支援センターに通っているお子さんをもつ保護者は、担当者等から勧められ、就学相談となる。
- ②保育園や幼稚園での生活より、小学校の就学にあたり不安を抱える保護者は、教育センターで配布しているリーフレットを見て、就学相談となる。
- ③成田市発達支援連絡会において、参加者に教育センターの就学相談について知らせており、国際医療福祉大学成田病院の担当医師から小学校の就学にあたり不安を抱える保護者に教育センターを紹介してもらい、就学相談となる。
- ④未就園のお子さんで、学校就学にあたり不安を抱える保護者は、HP等からの情報により就学相談となる。5歳児健診では、担当指導主事が参加し、就学相談について説明する時間をいただき、就学相談となるケースもある。

(2) 保護者ニーズ

教育相談件数 105 件のうち、通常学級への就学は 46 件、特別支援学級（通級を含む）への就学は 59 件であった。

令和4年度小学校に就学した児童は1,041名であり、約1割の保護者がお子さんの就学にあたり不安を抱え、教育センターへの就学相談とつながっている。保護者は、お子さんの障がいの状況により、どのような支援体制が本人の成長につながるのか、最善であるのか、悩んでいる。そのため、小学校の通常学級と特別支援学級の見学・体験や特別支援学校の見学・体験を通じて、その都度、相談にのり、保護者が納得できる就学先を選択し、決定できるよう対応している。

様々な困難を抱えた子どもたちへの多様な学びの場を保障するとともに、適切な就学支援を行い、入学後の適応指導等を充実していくことが重要である。

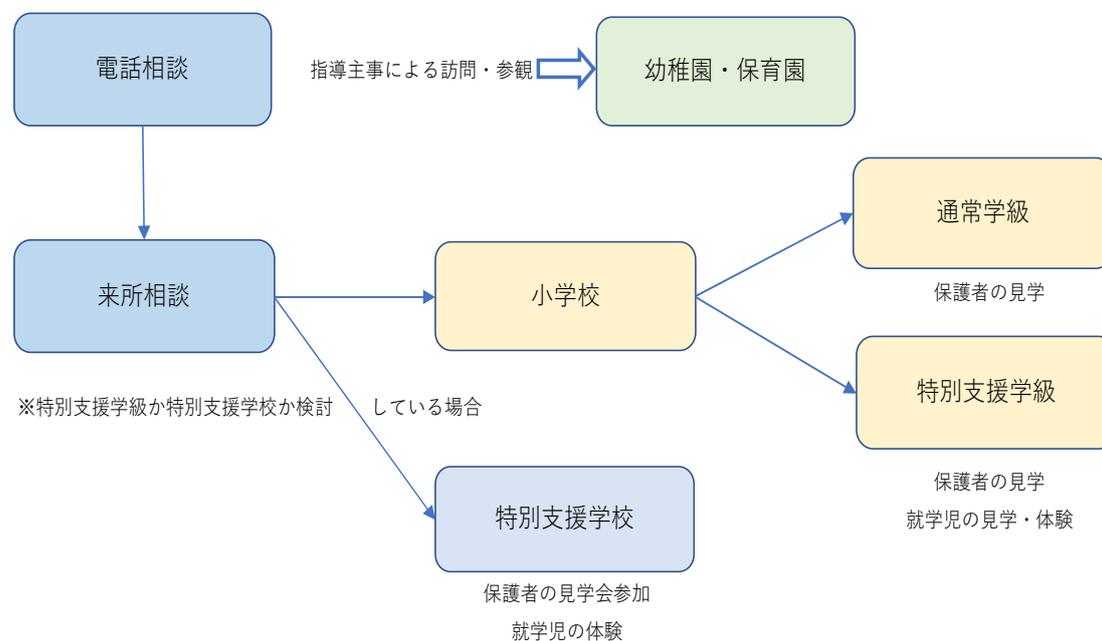


※言語、難聴学級については、通常学級の在籍となる。

週1回程度、自校又は、他校の指導教室に通級することとなる。

3 就学相談に係る業務内容

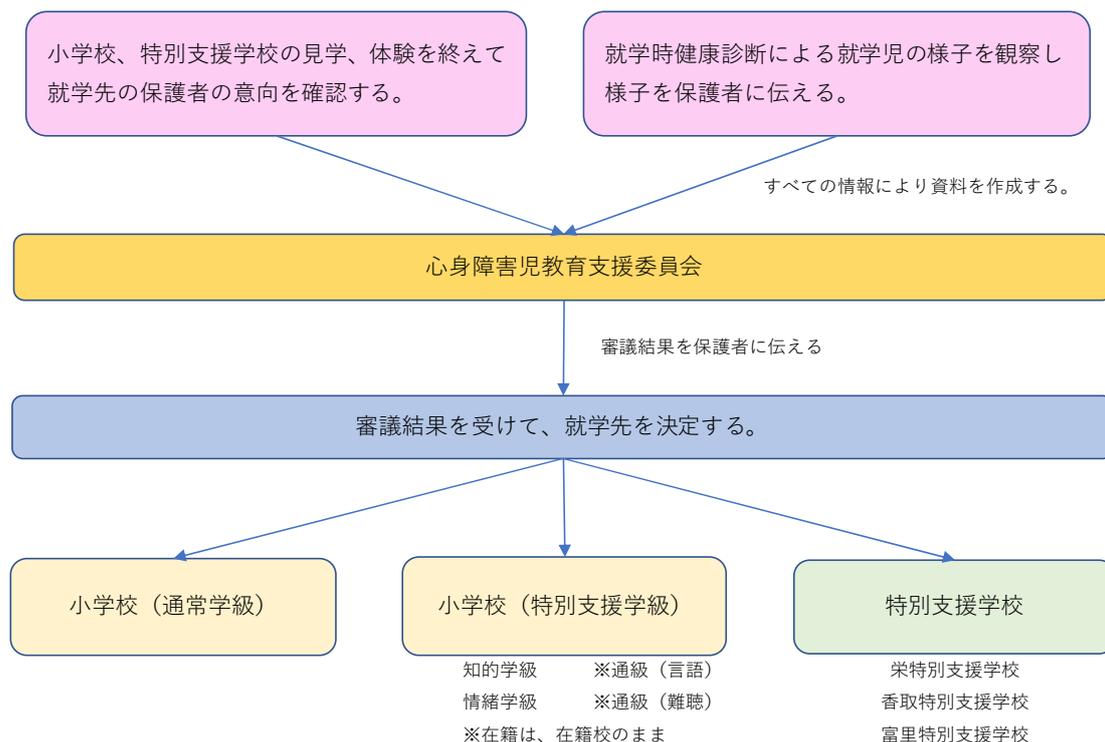
就学相談の業務内容と流れについては、以下のとおりである。



- (1) 保護者から電話相談により、来所相談の日程を決定する。
- (2) 来所相談では、就学児の様子を聞き、保護者に就学先の意向を確認する。
- (3) 担当指導主事や学校適応専門指導員は、幼稚園・保育園を訪問・参観し、就学児の様子を参観する。

(4) 見学・体験

- ・保護者の見学（小学校特別支援学級と通常学級）や就学児の見学（小学校特別支援学級）に担当指導主事または学校適応専門指導員が同行する。
- ・就学児の小学校特別支援学級の体験に担当指導主事か学校適応専門指導員が同行する。
- ・就学先を小学校特別支援学級か特別支援学校で検討している保護者は、特別支援学校が主催する見学会に参加する。担当指導主事が同行する。
- ・保護者と就学児は、特別支援学校の体験をする。担当指導主事が同行する。特別支援学校の体験は、1日1人であるため、担当指導主事が特別支援学校と保護者に連絡をとり、日程を調整する。



(5) 就学時健康診断の児童観察

- ・就学時健康診断で、就学相談を受けている就学児の様子を参観する。

(6) 心身障害児教育支援委員会で審議する。

- ・心身障害児教育支援委員会にて、就学児の就学先を審議する。
- ・保護者に審議結果を伝える。
- ・保護者の希望と審議結果が一致しない場合、審議結果を伝え、保護者の就学先について意向を再確認する。

(7) その他

- ・就学相談の資料をその都度記録、作成し、その内容を保護者に伝える。
- ・障害児入所施設である不二学園においても就学前の児童が在籍しているため、その児童の就学にも対応している。
- ・就学児が医療機関や関係機関で検査を受けていない場合は、センターにて担当指導主事が発達検査を実施する。
- ・就学先の小学校又は特別支援学校に、就学相談資料により、就学児の支援方法等について引き継ぐ。

4 課題点・さらなる改善に向けて

(1) 課題点

小学校の就学にあたり不安を抱える保護者が増加している。保護者の特別支援教育に対する理解やニーズも高まっており、より丁寧な対応が求められている。現在、就学相談を担当している職員は、就学相談担当指導主事と学校適応専門指導員である。2名体制で業務を分担し連携しながら保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な就学相談を行っている。

今年度は、10月末現在、87件の電話相談があり、年度末には、昨年度を上回る相談件数となることが予想される。

(2) さらなる改善に向けて

教育委員会だけでなく、幼稚園、保育園、小学校の連携をはじめ、関係部署との横断的な連携による業務の効率化や担当職員の増員など幅広い視点での協議が必要であると考えます。

①幼稚園、保育園、小学校の連携をはじめ、関係部署との横断的な連携による業務の効率化について

ア 出生から就学及び義務教育期間の情報を一元化する。

保護者から相談を受けた就学児については、保護者の同意を得て、就学児が関係する子育て支援課、障がい者福祉課、こども発達支援センター担当者や幼稚園、保育園の担当者等から就学児の情報を得ている。

担当指導主事は、保護者からの聞き取った情報と関係機関から得た情報をもとに就学に係る資料を作成している。現在、対象となる就学児の情報は、それぞれの機関で管理されている。この情報を関係する機関において、保護者の同意のもと、必要に応じて共有することができれば、担当指導主事が関係機関の担当者に電話し、就学児の情報を得て、資料を作成するまでの業務を効率化することができると思われる。

関係機関においては、障がいのある子どもの切れ目のない支援体制としての情報管理ができ、各課の情報連携についても効率化が図れると思われる。

また、小学校への就学支援資料としてより正確な情報を提供することができ、保護者や就学児について、不安が解消され、障がいのある子どもの切れ目のない支援体制を構築することができる。

導入に向けた課題としては、関係法令等の確認、関係機関との協議、要配慮個人情報の取扱として扱う情報内容の精査、システムの設計等が考えられる。

イ 発達検査を実施する関係機関の対応数や外部機関の対応数を増やす。

現在、病院に通院している就学児は、病院で必要に応じて検査を受けることができる。病院に通院していない就学児で、こども発達支援センターの療

育を受けている就学児は、そこで発達検査を受けることができる。健康増進課の心理相談では、就学児の相談を受け、心理士が検査の必要性を認めた者に対して発達検査を受けることができる。しかし、関係機関においても対応数が多く、予約してから発達検査を実施できるまでの期間が長くなり、対応が難しい状況である。発達検査を実施している関係機関または、外部医療関係等の対応数を増やしてもらうことで、保護者の意向確認から心身障害児教育支援委員会の資料作成から審議までを円滑に進めることができ、業務改善につながる。

②教育指導課の就学相談体制について

ア 就学相談担当指導主事の業務について

就学相談件数は、増加傾向にあり、教育委員会教育指導課職員2名体制でこれまでと同様の就学相談を実施していくことは困難となっている。

就学相談が持続可能な事業となるよう、様々な業務改善に取り組んでいるが、担当指導主事の時間外勤務は増加傾向にある。9月の時間外勤務は約67時間となっており、10月以降も担当指導主事の在勤時間外勤務は増加することが予想される。他の業務を他の職員に分担したり、学校からの要請訪問を他の指導主事に変更したりしているが、業務改善に至っていない現状である。

イ 学校適応専門指導員の勤務について

学校適応専門指導員は、担当指導主事と連携し、週3日（月、水、金）の7時間勤務の中で、担当指導主事と連携し、勤務時間の中で、教育相談、学校見学・体験への同行等、重要な業務を担っている。

学校適応専門指導員は、勤務日数が限られているため、勤務日数に達した場合、担当指導主事のみで就学相談の対応しなければならない。

ウ 教育委員会内での就学相談における業務の見直しについて

今年度より、小学校（通常学級、特別支援学級）の見学について各校で指定日を設け、実施している。

これまで保護者との来所面談の後、学校見学・体験の日程調整を担当指導主事とその都度、就学する学校と行っていた。その都度、行っていたため、一人一人個別に見学・体験となっていた。

今年度より学校見学・体験日を前年度末に学校と調整し、事前に決定している。相談があった場合、決定している日を案内し、見学・体験をしている。